

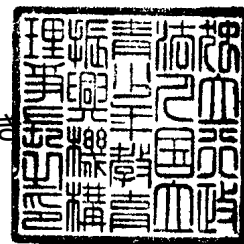
平成 29 年度 子どもゆめ基金 助成金交付決定通知書 (子どもの体験活動助成)

独国青助第 119 号
平成 29 年 3 月 30 日

特定非営利活動法人 日本 SNS 推進機
構 北海道支部
理事長 小川 幸彰 様

独立行政法人国立青少年教育振興機構理事長

鈴木 みゆき



貴団体(以下「助成活動団体」という。)から交付申請のありました助成活動については、子どもゆめ基金助成金交付要綱(以下「交付要綱」という。)第7条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

なお、この助成金交付の決定に同意しがたい場合は、交付要綱第9条第1項の規定に基づいて取り下げることができます。

また、前年度に係る助成金の返還金が納付されるまでは、概算払いを受けることはできませんのでご留意下さい。

記

- 1 助成活動名 高校生のための職場体験学習プログラム コミュニティーフ M局 取材の実践
- 2 助成活動の内容
活動規模 市区町村
活動分野 職場体験活動
- 3 助成対象経費及び助成金の交付額
(1) 助成対象経費 946,979 円
(2) 助成金の交付額 871,000 円(うち、附帯事務費 20,000 円)

4 助成金の交付条件等

活動内容に関する事

- (1) 交付要綱及び子どもゆめ基金助成金子どもの体験活動助成要領を遵守すること。
- (2) 国又は地方公共団体等助成対象とならない団体と共催しないこと。
- (3) 競技会やコンテスト等が主な目的とならないこと。
- (4) 助成活動団体以外が主催する事業に参加するだけの活動は実施しないこと。
- (5) 指導者養成の活動で資格取得が可能な場合、資格取得を必須として活動を実施しないこと。
- (6) 団体構成員が指導・運営に関わることなく、外部指導者(講師)のみにより実施するような活動を行わないこと。
- (7) フリーマーケット、バザー、本の販売等の物品販売(助成団体以外が販売する場合も含む)を行う活動は実施しないこと。
- (8) 屋内のみで行われるカーヌーやクライミング等の活動はしないこと。

(9) モーターボートやスノーモービル等を体験するだけの活動は実施しないこと。

参加者及びその募集に関すること

- (1) 募集方法は公募とし、各回の参加者数が 10 人を下回らないよう、チラシ・ポスターを公共機関等に配布するなど広く参加者を募集すること。
- (2) 会員にならなければ参加できないような募集を行わないこと。また、会員と非会員で参加費の金額に差を設けないこと。
- (3) 子どもを対象とする体験活動で大人の参加者が子どもより多くなならないよう努めること。

経費に関すること

- (1) 活動の実施にあたっては、必要最小限の費用をもって効果を得ることができるよう努めること。
- (2) 「平成 29 年度子どもゆめ基金助成金交付の手引き」で示した「経費の取扱いについて」を遵守すること。
- (3) 収支計画表の積算内訳に記載した経費の種類、単価、数量については、大幅な変更が生じないように努めること。なお、大幅な変更が報告された場合には、助成対象とできない場合がある。
- (4) 活動の全部又は大部分を助成活動団体以外に請け負わせた場合は、交付を行わない場合がある。
- (5) 活動に係る収入があった場合は、収入の部に全額計上すること。
- (6) 指導及び運営委託に関する雑役務費を増額する場合には、助成対象とならない場合がある。

その他の条件

- (1) 参加者募集のためのチラシ・ポスター、会場看板、活動のしおりや活動報告書等を作成する際には、子どもゆめ基金助成金による活動である旨を表示すること。
- (2) 助成活動団体の名称、代表者の変更をする時は、ただちに報告すること。なお、代表者は成人であること。
- (3) 活動の実施にあたっては、安全対策に配慮すること。特に、川や海等の水辺の活動を実施する場合には、参加者にライフジャケット等の PFD (Personal Floating Device) を着用させるなど、適切な安全対策を講じて活動に取り組むこと。
- (4) 助成活動の実施に関する一切の責任については、助成活動団体が負うこと。
- (5) 交付の条件を満たすことが難しい場合などは、助成課と協議すること。

個別に附す条件

申請書の「安全対策・健康管理」を詳細に記載し、活動開始の 1 ヶ月前又は概算払いの申請までに再提出すること